資料１
第１回　岩手県歯科医療提供体制検討会（R5.3.24）

岩手県歯科医療提供体制検討会の設置について
（国庫補助制度について）

１　要　旨

歯科医療資源の状況等、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが必要であることから、本県における歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う「岩手県歯科医療提供体制検討会」を設置し、歯科医療提供体制の構築を推進するもの。

２　経緯等

厚生労働省の歯科医療提供体制推進等事業（令和元～２年度）により、全国の好事例の収集・分析が実施され、報告書がとりまとめられた。

当該報告書等を踏まえ、各都道府県が歯科保健医療提供体制の構築を進めることが出来るよう、令和４年度から、歯科医療提供体制構築推進事業（厚生労働省補助事業）が創設された。

県では、上記の補助を活用し、令和４年度から検討会を設置することとしたもの。

（令和５年度には歯科保健医療提供体制の構築推進に資する事業を実施する方向）

３　岩手県歯科医療提供体制検討会の設置について

令和５年３月３日付けで、別紙のとおり設置要綱を制定。

４　今後の進め方（案）

（１）　今後の検討会の進め方

・第２回検討会を令和５年６月頃に開催する方向で進める。

・第３回検討会を令和５年度内に開催予定。

（２）　国庫補助事業計画の提出（県→国）
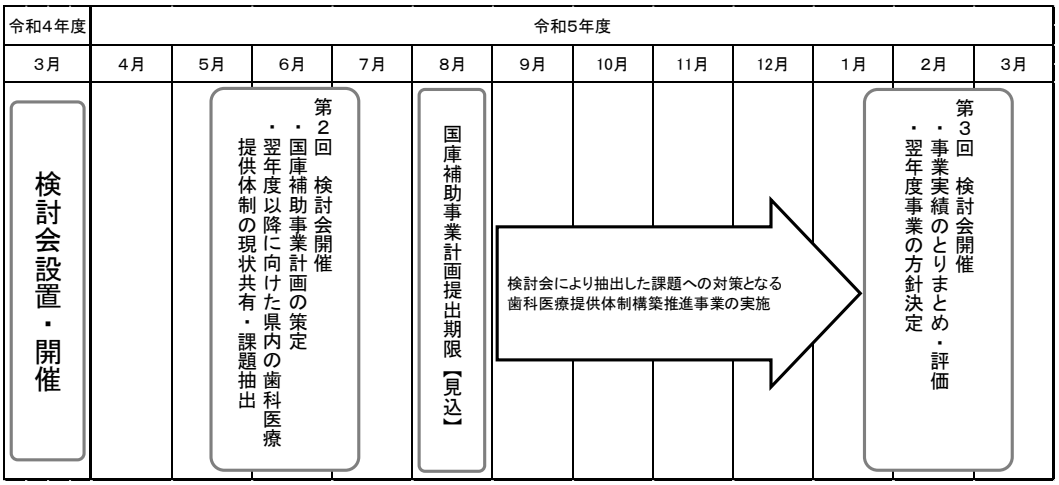
国から、令和５年８月頃が提出期限となる見込みが示されており、本検討会により検討した課題や対応策について、事業計画を提出することを考えている。